

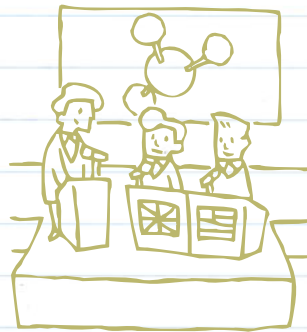


## 地球に優しい冬の過ごし方

チーム・マイナス6%では、家庭から排出されるCO<sub>2</sub>も増加傾向にあることから、「クールビズ・ウォームビズ」の取り組みなどをオフィスから家の中まで広げ、衣食住を通じて「家（うち）」の中からできる温暖化対策、名づけて「うちエコ!」を推進しています。

まず、「衣」の「うちエコ」は、11月1日から3月31日まで実施されるウォームビズです。暖房による二酸化炭素の排出量を抑えるためには、室温を低め（20℃）に設定することが必要です。この室温でも快適に過ごせるビジネススタイルがウォームビズですが、この取組を「オフィス」から「家（うち）」の中に広げて実践することを引き続き呼びかけていきます。特に今年は、1人あたりのCO<sub>2</sub>排出量が全国平均の1.3倍の北海道において、ライフスタイルを変革するためのウォームビズの浸透を図っていきます。

「食」の「うちエコ」は、「集まればエコ」と題して、みんなで集まって鍋などをつついて、心も体も暖かくなろうと呼びかけます。「住」の「うちエコ」は、省エネ家電フォーラムと連携しながら、イベントや新聞広告などを通して、省エネ製品の買い替え促進キャンペーンを展開します。



## 化学物質についてもっと知りたい

現在、産業活動や日常生活の中で、数万種に上るとも言われるさまざまな化学物質が利用されています。これらの化学物質は、私たちの暮らしを支える一方で、人々の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれを常に抱えています。環境省では、環境リスクを科学的に評価し、その低減を図るために様々な取り組みを行っています。

専門的になりがちなこうした化学物質対策を一般の方々に知ってもらうために、12月9日～10日に、大宮ソニックシティ（さいたま市）において、「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」を開催します。

9日に行われるシンポジウムでは、「化学物質の内分泌かく乱作用について～10年間のあゆみ～」と題して、北野大・明治大学教授を総合司会に迎え、アメリカ環境保護庁やドイツ環境庁などが自らの取組を紹介します。

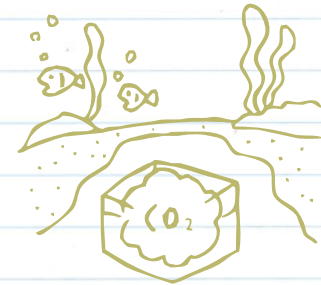
また10日には、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する基礎的な研究」、「小児環境保健に関する疫学調査」などのテーマで、国内外の専門家によるセッションが行われる予定です。シンポジウムへの参加は無料ですが、事前登録が必要です。事務局（03-5216-6956）までお問い合わせください。

<http://www.congre.co.jp/ed07>

## エコでまちづくり

環境を良くすることが経済を發展させ、経済を活性化することで環境も良くなる——こんな環境と経済の好循環を実現するため、平成19年度「環境と経済の好循環のまちモデル事業」のモデル地域として7地域が選定されました。この事業は、全国から地域発の創意工夫を凝らした、環境保全と経済活性化を両立させるアイデアを募集し、選定された地域に対して、環境関連のセミナーやCO<sub>2</sub>を削減する施設の整備などの経費の一部が交付されるものです。2008年にG8サミットが開催される北海道・洞爺湖町とその周辺3市町もその一つに選ばれています。地域における温室効果ガスの排出量を2030年までに半減することを目指して、雪熱エネルギーを利用した農産物の貯蔵施設や、ビニールハウス用のペレットボイラー施設、温泉街から排出される廃食用油の活用施設などを導入するというものです。事業名の「チーム洞爺湖・マイナス50%事業」からも、その意気込みの程がうかがわれます。

その他にも、北海道士幌町「ゆきんこ冷房システムプロジェクト」、静岡県「清流の都しずおか創造推進事業」、静岡県掛川市「掛川ソーラータウン事業」、長野市「ながのエコシティプロジェクト」、長野県阿智村ほか14市町「南信州・地球温暖化防止エコ推進事業」、岡山県備前市ほか4市町「自然エネ・省エネのまちづくり」の各地域が選ばれています。



## 海底下へのCO<sub>2</sub>貯留が許可制に

10月2日、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（ロンドン議定書）への日本の加入が決定され、加入書がロンドン議定書事務局に寄託されました。1996年に、廃棄物の海洋投棄に関する規制を国際的に強化するロンドン議定書が採択されたことを踏まえ、日本においても所要の法制度を整備し、同議定書の締結準備を進めてきました。

この議定書は、海洋汚染防止のために廃棄物の海洋投棄を原則として禁止する内容でした。例外として加工から出る不要な魚類残渣など7種類のみを認め、2006年3月に発効しました。さらに同年11月、例外規定の中に海底下の地層へのCO<sub>2</sub>貯留も追加されました。加入に当たり、2度にわたり海洋汚染防止法を改正する必要があり、日本の加入が遅れていました。

ロンドン議定書は11月1日に日本について発効し、温暖化対策としてCO<sub>2</sub>を海底の下に廃棄することを環境大臣の許可制とする改正海洋汚染防止法も同日施行されました。今回の加入により、温暖化対策として発電所や工場などから排出されるCO<sub>2</sub>を海底下の地層に閉じこめることが国際的に管理されることになりました。この貯留技術はまだ研究段階ですが、実用化に向けた実証実験や、海洋への環境影響評価手法の開発などが進行中です。